静岡産業大学
ガバナンス・コード

令和 4 年 9 月 28 日

学校法人 新静岡学園

目　　　　次

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

　　　　１－１　建学の精神

　　　　１－２　教育と研究の目的（私立大学としての本学の使命）

第２章　安定性・継続性（本法人運営の基本） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　　　　２－１　理事会

　　　　２－２　理事

　　　　２－３　監事

　　　　２－４　評議員会

　　　　２－５　評議員

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

　　　　３－１　学長

　　　　３－２　教授会

第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

　　　　４－１　学生に対して

　　　　４－２　教職員等に対して

　　　　４－３　社会に対して

　　　　４－４　危機管理及び法令遵守

第５章　透明性の確保（情報公開） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

　　　　５－１　情報公開の充実

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

【はじめに】

私立大学は、建学の精神・理念に則った教育・研究方針に基づき、独特の学風が自主性・自律性として尊重され、それぞれが創意工夫した個性豊かな教育・研究を行う機関として発展するとともに、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

静岡産業大学（以下「本学」という。）は、今後とも、学校法人新静岡学園（以下「本法人」という。）の建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、また、本学の教職員はその使命を具現する存在として、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠し、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

さらに中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

１－１　建学の精神

（１）建学の精神・理念

本学は、母体である静岡学園高等学校（昭和 41（1966）年開校）の建学の精神「孝友三心（服する心、感謝する心、全うする心）」を継承発展し、激変する社会や時代に対応し、大学発展の基盤をより明確にするため、平成 12（2000）年、次の「理念」と「ミッション」を制定し、21 世紀を担う人材の育成に努めています。

①　「理念」

ア　「東海に静岡産業大学あり」といわれる、小粒だがキラリと光る個性ある存在になります。新しい大学を創造し、大学の新しいモデルとなります。

イ　豊かな教養と、高潔な倫理観、人間愛、社会に対する広い貢献意識を備えた職業人、社会のリーダーの育成に努めます。21 世紀の産業社会と国際社会の求める専門的職業教育を推進することに徹します。

②　「ミッション」

ア　時代の先端的な教育を行うことを第一義的な使命とします。そのために先端的な水準の研究を行います。教育の品質と生産性を重視し、教育の質を保証する場とします。入学するには易しいが卒業するには難しいとされる大学を目指します。

イ　自由、自主自立、自己責任、自己管理を尊重するとともに、積極性、チャレンジ精神を重視し、行動とボランティア精神を求めます。公平さ、フェアネス、合理、人間愛を常に判断の基準とします。

ウ　学ぶ学生の能力を偏差値に求めず、偏差値では測定できない個々の学生の潜在

能力を引き出し、開発することを重視します。個々の学生の夢、志が達成、成就できるよう支援、サポートします。

エ　教員には教育のプロに徹することが求められます。少人数教育、個別指導をモットーとします。

オ　新しい教育法、教育内容、教育水準により本学の社会的地位を確立します。

カ　地域社会の発展に寄与する教育、研究、情報、アイディア、サービス等の提供を通じて広く社会貢献を行います。社会一般と積極的に関わり、地域と住民、産業とともに発展、成長することを目指します。

キ　人種、国籍、性、宗教、年齢等をベースにした制度、支援策、教育、評価などは導入しません。

ク　教職員、学生全員が本学に属することに誇りを抱き、各自が高い質の生活と人生を享受できるよう互いに努力します。

（2）建学の精神・理念に基づき目指す人材像

本学の建学の精神・理念に基づき育成を目指す人材像は、「21 世紀の産業社会と国際社会が求める豊かな教養を身につけ、常に社会に貢献しようとする意識、高潔な倫理観、人間愛を兼ね備えた職業人や社会的リーダーとして活躍できる人材」です。

１－２　教育と研究の目的（私立大学としての本学の使命）

（1）理念・ミッションに基づく教育目的等

本学の理念・ミッションに基づく、教育及び研究の目的は次のとおりです。

①　経営学部は、経営学とその周辺学問を修めることにより専門知識と分析力・洞察力を有し、それをもって組織の課題解決と創造的マネジメントを可能にする人材、さらに、幅広い教養、自ら成長する力、責任感及び発想力を培うことで、地域社会の持続的創生・発展に貢献できる人材を育成することを目的とします。

ア　経営学科は、多様化・複雑化する現代の企業経営に関する「理論的学習」と産業界との連携による「実践的学習」により、実際のビジネスの現場で応用し活用できる能力を修得するとともに、人格的に優れ、ビジネス感覚と幅広い教養を身につけた次世代のビジネスリーダーを育成することを目的とします。

イ　心理経営学科は、経営や心理、保育に関する理論的・実践的な学習により、ビジネス心理、組織行動の心理及び子どもの情操心理を理解し、それをさまざまな状況での意思決定や子ども保育に応用し、人間の種々な行動変容に結びつけることができる能力を養うとともに、さまざまな組織や企業における人間関係のストレス問題の解決に、心理学的手法を用いて貢献し得る人材を育成することを目的とします。

② スポーツ科学部スポーツ科学科は、一生涯、心身ともに健康で文化的な生活を送ることができる社会を構築するため、年齢、性別、障がいの有無を問わず、いつでも誰でもスポーツ文化に関わり豊かな人生を送ることができるよう、地域社会において中核的な役割を担う指導的な人材を育成することを目的とします。

（２）中期計画（原則５年）の策定と実現に必要な取組について

① 安定し、かつ弾力性のある経営を行うために、認証評価を踏まえて学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期計画の検討・策定をします。

② 中期計画の進捗状況、財務状況については、中期計画を踏まえた年度ごとの計画をアクションプランに落としこみ、半期ごと進捗状況を管理把握し、大学運営会議で検討した後、理事会などに報告し、さらにホームページで公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めます。

③ 財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣や、経営陣を支える教職員の経営能力を高めていきます。

④ また、教職協働の観点から、事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。

⑤ 経営陣と教職員が中期計画を共有し、計画の実現に際しては、教職員などからも積極的な提案を受けるなど法人・大学全体の取組を徹底します。

⑥ 中期計画に盛り込む内容

ア 基本指針

イ 教育の質的転換とその実質化

- 教育の質的転換に向けた教学マネジメントと改革
- 地域発展、地方創生への貢献
- スポーツの振興、強化
- 教育研究のグローカル化、地域プラットフォーム化
- 同窓会、後援会、地方自治体、地域産業界、他大学等との連携強化
- 新学部（スポーツ科学部）と既存学部（経営学部）との有機的連携
- ファカルティ組織の編成による学生サービスの向上
- リカレント教育による大学の社会的責任の達成

ウ 大学改革事業推進のための財務基盤の確立

- 収入の約８割を占める学納金の基となる入学定員の恒常的確保
- 収容定員充足率、教職員数等 IR データと財務データの分析検証システム整備
- 離学者の減少化
- 開講授業科目の精緻化
- 学部別収支改善に向けた効率化と合理化
- 適切な選択と集中による事業投資

・教員の外部競争資金獲得の奨励

エ　中期計画の着実な遂行のための組織ガバナンスの強化

・組織ガバナンスと意思決定

・SD、FD による組織力と教職員の強化

・リスクマネジメント

（３）本学の社会的責任等

①　自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。

②　学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母等、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

③　多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第２章　安定性・継続性（本法人運営の基本）

【はじめに】

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っていることから、その設置者である学校法人は、経営を強化し、その安定性と継続性を図り、中長期的に私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たすことが求められています。

本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

２－１　理事会

（１）理事会の役割

①　意思決定の議決機関としての役割

ア　理事会は、理事をもって構成し、本法人の業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②　理事会の審議・議決事項

ア　理事会において審議・議決する事項を、学校法人新静岡学園理事会・評議員会運営細則に明示します。

イ　理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ　理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③　理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア　理事会は、理事及び大学の運営責任者（学長、副学長、学部長、事務局長）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行います。

イ　理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④　学長への権限委任

ア　学長が職責を十分に果たすことができるようにするために、理事会の教学事項に係る権限を学長に委任しています。

イ　学長が副学長を置くなど、各々担当職務を分担させ、管理する体制としています。

ウ　各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤　実効性のある開催

ア　理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ　審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥　役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦　役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧　役員（理事・監事）の本法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨　理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

２－２　理事

（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①　理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。

②　理事長を補佐する理事として、常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。

③　理事長及び理事の解任については、寄附行為及び理事会評議員会運営細則に明確に定めます。

④　理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。

⑤　理事は、善良な管理者の注意義務（以下「善管注意義務」という。）及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥　理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦　本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

（２）学内理事の役割

①　教職員である理事は、知識・経験・能力を生かし、教育・研究及び経営の両面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

②　教職員として理事となる者については、教職員としての業務執行などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

（３）外部理事の役割

①　複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。

②　外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③　外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

（４）理事への研修機会の提供と充実

全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

２－３　監事

（１）監事の責務（役割・職務範囲）について

①　監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

②　監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。

③　監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。

④　監事は、本法人の業務等に関し、不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告し

ます。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

⑤　監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

（2）監事の選任

①　監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、理事会で推薦され、評議員会の同意を得た者を監事に選任します。

②　監事は2名置くこととしています。

③　監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分配慮します。

（3）監事監査規程

①　監査機能の強化のため、本法人の監事監査規程を適正に運用します。

②　監事は、本法人の監査計画を定め、関係者に通知します。

③　監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

（4）監事業務を支援するための体制整備

①　監事、公認会計士及び内部監査人の三者によるそれぞれの監査結果について意見を交換し、監事監査の機能の充実を図ります。

②　監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

③　本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事支援体制を整えます。

④　その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

２－４　評議員会

（1）諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ意見を聴きます。

なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

①　予算及び事業計画

②　事業に関する中期的な計画

③　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

④　役員に対する報酬等の支給の基準

⑤　予算外の重要なる義務の負担又は権利の放棄
⑥　寄附行為の変更
⑦　合併
⑧　目的たる事業の成功不能による解散
⑨　収益事業に関する重要事項
⑩　寄附金品の募集に関する事項
⑪　その他本法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

（２）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

（３）評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

（４）評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討し、当該検討に係る資料を評議員会に開示します。

２－５　評議員

（１）評議員の選任
①　評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
②　評議員となる者は、次に掲げる者としています。
ア　本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
イ　本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
ウ　前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
③　本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
④　評議員の選任方法は、寄附行為に定める学長等充て職のほか、選出区分ごとに理事会が当該候補者を選任する、又は候補者を評議員会に推薦し、評議員会が選任する扱いとしています。

（２）評議員への研修機会の提供と充実
①　本法人は、評議員に対し諮問事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事

後のサポートを十分に行います。

② 本法人は、評議員に対し、適宜研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第３章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

【はじめに】

学長は、本学の学長選考規程に基づき、学長候補者選考委員会が推薦した候補者から理事会が適任者を選任し、理事長が任命することになっており、その職務は、本学組織規程において「学長は、校務を司り、所属教職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」と定められていますが、本法人においては、理事会は権限の一部を学長に委任し、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長・学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように配慮しています。

３－１ 学長

（１）学長の責務（役割・職務範囲）

① 学長は、学則第１条に定める目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。

③ 学長の大学中期計画・年度計画、本法人の経営情報等を所属教職員が十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（２）学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

① 大学に副学長を置くことができるようにしており、本学組織規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて、校務を司る。」としています。

② 学部長の役割については、本学組織規程において「学部長は、学長の方針・指示に従い、学部における校務及び教育研究を司る。」としています。

３－２ 教授会

（１）教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については本学の学則及び教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第 93 条に定められているとおり、教授会は定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、最終的な判断は学長が行

うことになっています。

第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

【はじめに】

建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性のもとで、社会的責任を十二分に果たしていかなければなりません。

本学は、ステークホルダー（学生・父母等、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性の確保に努めていきます。

４－１　学生に対して

（１）　学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

①　学部ごとの３つの方針（ポリシー）

ア　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②　自己点検･評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組みます。

③　ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、健全な学生生活を阻害するハラスメント等の要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

４－２　教職員等に対して

（１）教職協働

中期計画・年度計画を策定し、アクションプランにより計画の実効性を進捗管理することで、大学価値向上を確実に推進し、教職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会

的価値の創造と最大化に向けた取組を推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 監事は毎年度策定する監査計画及び監査報告書を理事会及び評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア ３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員の教育・研究活動に係るアクションプランの実行結果を半期ごとにとりまとめ、ホームページに明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 研修会を実施します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 事務職員等を対象に、その資質の向上のための取組を推進します。

イ SD 推進に係る年次計画を定め、計画的な取組を推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

４－３ 社会に対して

（１）認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育研究水準の向上や活性化に努め、社会的責任を果たしていくため、理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況を自己点検し、その結果を踏まえて改善を要する点などについて自己評価を行います。

③ 内外への情報公開

自己点検や改善・改革に関する情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

（２）社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、地域社会とともに日常的に減災活動に取り組みます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

４－４ 危機管理及び法令遵守

（１）危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理に係る規程、マニュアル等の整備に取り組みます。

ア 大規模災害、感染症等

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。

ア 学生等の安全・安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

（２）法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、「法令等」という。）の遵守を徹底するよう組織的に取り組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第５章 透明性の確保（情報公開）

【はじめに】

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、本法人は、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保に更に努めます。

また、私立大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっているため、それぞれに異なる多くのステークホルダーから支持されるよう、本法人は、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

さらに、私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であり、企業のように利益を追求し「株主への説明責任がある」位置付けとは異なることから、本法人は、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

５－１　情報公開の充実

（１）法令上の情報公表

学校教育法施行規則（第 172 条第２項）、私立学校法等の法令及び本法人の情報公開規程等に基づき、以下の項目について、主体的に情報発信していきます。

①　教育・研究に資する情報公表

ア　大学の教育研究上の目的

イ　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

エ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ　教育研究上の基本組織

カ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

キ　入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

ク　授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ　学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

コ　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

サ　授業料、入学料等の大学が徴収する費用

シ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス　学生が修得すべき知識及び能力

②　本法人に関する情報公表

ア　財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ　寄附行為

ウ　監事の監査報告書

エ　役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）

オ　役員報酬に関する基準

カ　事業報告書

（ア）法人の概要

・学校法人としての住所・連絡先

・理事・監事・評議員会議長及び副議長の氏名

（イ）事業の概要

・主な事業の目的及び実績

（ウ）財務の概要

・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、自らの判断により積極的に最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

①　教育・研究に資する情報公開

ア　海外の協定校及び海外派遣学生者数

イ　大学間連携

ウ　地域連携及び産学官連携

②　本法人に関する情報公開

ア　本法人が行う収益事業に関する情報

（３）情報公開の工夫等

①　上記（１）②及び（２）②の本法人に関する情報については、Web 公開に加え、法人事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②　情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開規程、財務書類等の備付け及び閲覧に関する取扱い要綱に基づいて公開します。

③　公開方法は、インターネットを使った Web 公開のほか、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④　公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。